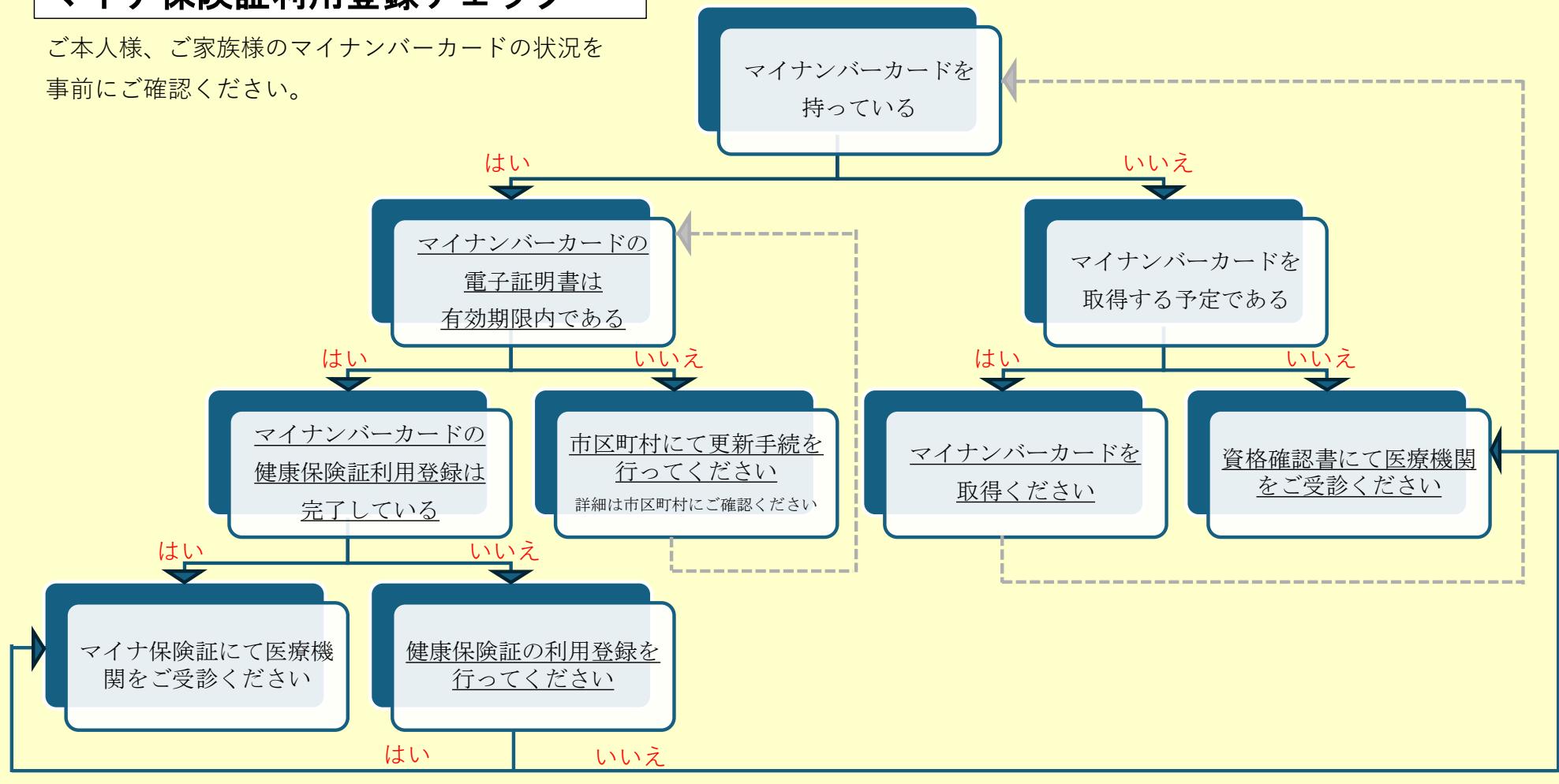


マイナ保険証利用登録チェック

ご本人様、ご家族様のマイナンバーカードの状況を事前にご確認ください。



※マイナ保険証を保有していない方には、11月中に申請によらず資格確認書を交付します。

なお、マイナ保険証は保有しているが、マイナンバーカードでの受診等が困難で配慮が必要な方は資格確認書交付申請が必要です。